



2019年5月15日

各 位

会社名 日本興業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 多田 綾夫
 (JASDAQ・コード 5279)
 問合せ先 取締役執行役員総務人事部長 山口 芳美
 (TEL. 087-894-8130)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催予定の第64期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とすべく、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の株主総会は定時と臨時の2種とし、定時総会は毎年4月1日より3か月以内に招集し、臨時総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社長が招集する。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、他の取締役が互選してその代行者1名がこれに当る。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。 <u>取締役会長および取締役社長</u>がいずれも事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序にしたがい、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれに当る。<u>取締役会長および取締役社長</u>がいずれも事故あるときは、他の取締役が互選してその代行者1名がこれに当る。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年6月25日
 定款変更の効力発生日 2019年6月25日

以 上